

平成 2 6 年 1 1 月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

平成 26 年 11 月 25 日 (火曜日)

平成26年11月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成26年11月25日(火曜日) 午前9時～午前11時15分

2 開催場所 南大隅町佐多支所大会議室

3 (1) 出席委員(18人)

会 長	3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	徳 留 徳 次
〃	2 番	有 川 四 男
〃	5 番	田 淵 哲 朗
〃	6 番	横 原 洋 伸
〃	7 番	半 田 太 志
〃	8 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9 番	松 山 和 子
〃	10 番	愛 甲 博
〃	11 番	田 中 秀 実
〃	12 番	溝 田 耕 一
〃	13 番	野 村 博 巳
〃	14 番	武 田 栄 一 郎
〃	15 番	持 留 志 保 子
〃	16 番	松 山 正 広
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	竹 之 内 勝 男
〃	19 番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美  
 事務局次長 下園 ひとみ  
 事務局主幹 川田原 司  
 支所産業グループ長 川田原 孝二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 15号 非農地証明願いに係る証明について

議案第 16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成26年11月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は18名です。全員出席ですので、総会は成立しております。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、9番の松山委員と10番の愛甲委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は5件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第13号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第13号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連しまして、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2番： 2番、有川です。

議長： 2番、有川委員。

2番： 当該農地の現況を説明いたします。字野首〇〇〇〇番〇は国道269号線沿いの登尾集会施設より山手の農業構造改善事業が実施された土地であります。現在、馬鈴薯準備のため耕運されておりました。調査の意見といたしまして、現在、譲受人が耕作されており、今後も農地利用等に協力する意向であり、何も問題はないかと思われま

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第13号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第13号受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは6ページをご覧くださいと思います。

(議案第13号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2番： 2番、有川です。

議長： 2番、有川委員。

2番： 現地の状況でございます。当該農地字村松〇〇〇〇番〇は国道269号線沿いの〇〇〇〇の民家近くにあり、以前、農業構造改善事業が実施された場所です。現在、ミカンが植えられております。調査の意見としまして、現在、譲受人が管理されており、今後も農地利用等に協力する意向であり、何も問題はないと思われま

議長： ありがとうございました。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第13号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第13号受付番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは8ページをご覧くださいと思います。

(議案第13号 受付番号3番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7番： 7番、半田です。

議長： 7番、半田委員。

7番： 現地は10年前の南部畑灌事業で開発された○○○○自治会の中心部にあります。譲受人が現在、米を作付されており、きちんと管理されています。譲受人と譲渡人は友人関係で、中山間事業が始まった年に交換地として本人同士の話はまとまっておりましたが、今回やっと3条の申請に至ったということでございます。何も問題はないと思われまますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第13号受付番号3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号受付番号3番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第13号受付番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは10ページをご覧くださいと思います。

(議案第13号 受付番号4番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7番： 7番、半田です。

議 長： 7番、半田委員。

7 番： この案件も先程とまったく同じでございます。現在は譲受人が耕作されております。譲受人と譲渡人は元々同じ自治会で、交換地として話がまとまっておりましたが、現在やっと3条の申請に至ったところであります。

議 長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第13号受付番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号受付番号4番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第13号受付番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは12ページをご覧くださいと思います。

(議案第13号 受付番号5番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

18番： 18番、竹之内です。

議 長： 18番、竹之内委員。

18番： 11月18日に代理の行政書士の方の立ち合いをいただきまして、現地調査をいたしました。現地は〇〇〇〇〇を過ぎてからトンネルを過ぎて、〇〇〇〇から左手に農道をずっと上がっていきますと、〇〇〇〇が下の方に見える一番高台にあります。これをずっと行きますと立神林道に通ずるわけですが、鹿児島湾が一望できる景色の良い場所があります。現地は東側が農道と山、北側も農道が通っておりますし、南側が高台になっておりまして、西の方も畑で現在、早掘馬鈴薯やエンドウが作付されております。この圃場は昨年譲受人がミカンやマンゴー等の熱帯果樹を作付されておりまして、今年

になって話し合いが進みまして、所有権移転に至ったということでございます。その状況からみましても、将来も南大隅で農業をしたいという意欲もございまして、今後の南大隅の農業の振興にも役立つし、また良い刺激を与えてくれると思っております。よろしくご検討をお願いします。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

11番： 11番、田中です。

議長： 11番、田中委員。

11番： 内容にどうこう言うのではありませんが、10アール当たりの単価が高いのが気になります。何か理由があるのでしょうか。

18番： 18番、竹之内です。

議長： 18番、竹之内委員。

18番： 辺田海岸というのは無霜地帯でありますし、圃場整備もされておりますので、エンドウや馬鈴薯等、色々作物ができると、また何十年も前から農業だけでやっている人が多いものですから土地も遊んでいる所はないです。反当100万円というのはざらにあります。

13番： 13番、野村です。

議長： 13番、野村委員。

13番： この譲受人は鹿屋市在住となっておりますが、面積が13万㎡を超えておりますが、現在は何を作付されているのか。南大隅に入って今後、何を作付される予定か、お伺いしてあれば教えていただきたい。

事務局： こちらに届いている資料では串良や鹿屋の笠之原にかなり土地をもっていらっしゃいまして、甘藷を作っていらっしゃいます。こちらでは、この農地が初めてでございまして、マンゴー等に参入したいという希望でございます。

14番： 14番、武田です。

議長： 14番、武田委員。

14番： このように鹿屋に30アール以上持っていれば、3条申請はできるということですか。

事務局： 本人が30アール以上持っていれば、どこの市町に持っているかは関係ないということです。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第13号受付番号5番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号受付番号5番は許可することに決定いたします。

議長： それでは、次に議案第14号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は3件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、14ページの議案第14号の議案書をご覧ください。  
今月の農地法第5条の許可申請は3件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第14号 受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上、説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

11番： 11番、田中です。

議長： 11番、田中委員。

11番： 11月20日、午前9時より会長、事務局3名、申請者、根占地区担当の田淵委員、半田委員、横原委員と総勢14名で現地調査を行いました。今回の案件は先程事務局から説明があったとおり、小水力発電の設置に関わる申請であるということで、当該地が2種農地で制限を受けないということ、後でも関連案件が出てくるのですが、近くに田が相当ありまして、そのこの用水の件が一番気になっていたのですが、その辺も含めまして対処されているという内容でございます。場所が22ページの航空写真を見てもらえば解るのですが、下側は海岸です。周りの農地に影響を与える場所でもないので、一番適切な場所を選ばれたのかなと思いました。全体的な圃場の用水の件も検討されておりますし、今回の転用に関しては何も支障はないのかなと感じました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。



2 番： 2番、有川です。

議 長： 2番、有川委員。

2 番： 以前から計画があるということは聞いておりましたが、この大川の場合は水田地帯でありますけれど、渇水期の水の状況は十分足りるのか。それと、配管は埋め込み式なのか、外に出るのか、そのあたりも教えていただきたい。また、地区の同意も全て終了しているのか、地権者の方の同意が既に得られているのか、お聞きしたいと思います。

事務局： 渇水期の水は足りるということで、もし水が足りなくなったら発電所の方を止めるということでございました。それと、管は埋め込み式、ちょうど道路の下に埋め込むということです。地権者の説明会は片野坂と大川の2地区で終わっていきまして、了承はもらっているということでございます。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第14号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第14号受付番号1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： それでは、次に議案第14号受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、23ページの議案第14号受付番号2番の議案書をご覧ください。

(議案第14号 受付番号2番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上、説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

11番： 11番、田中です。

議 長： 11番、田中委員。

11番： こちらの案件も先程の案件と関連案件でございまして、30ページの資料を見ていただければお解りのとおり、右側は等高線が非常に混み合った状態で、いわゆる山の際です。図面上で見ますと左側は大川です。現地調査を行った日は晴天だったのですが、雨靴を履いてやっと思行けるというような所で、現状は山と言っている状態の感じでした。国道269号から農道が入っていますが、この下を今度は管を通すということで、そ

の現場までの農道もデコボコで、あちこちから土砂が流れ込んで軽トラックも通れないのではないかという状態でしたが、メンテナンス用の道路として使うということで、道路の舗装もしますということでしたので、ここを転用しても他の農地に影響を及ぼすことは見受けられませんでしたので、何も問題はないと思われます。以上です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

2 番： 2番、有川です。

議長： 2番、有川委員。

2 番： この場所におきましては、結構以前から山が崩れて土砂があふれるような場所がございます。そういう対策を十分考慮していただいて、細部にわたって工事をしていただければなと思います。要望ですけれど、以上です。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第14号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第14号受付番号2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： それでは、次に議案第14号受付番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、31ページの議案第14号受付番号3番の議案書をご覧ください。

(議案第14号 受付番号3番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上、説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

11番： 11番、田中です。

議長： 11番、田中委員。

11番： これも1・2と関連案件でございまして、現況の説明だけいたします。図面上で見ますと3筆になっていますが、現状は2枚の田でございまして。水稻が刈取りされた後で、非常に管理された田でございました。今回の水力発電に伴う一時転用ということで、田

ですので現状復元を条件にされているのかというのを尋ねましたところ、表土をはぎ取りましてシラスを入れて、工事が終了後にシラスなり砕石を取り除いて表土を戻して復元いたしますという契約になっているということでございますので、一時転用ですので何も問題はないかと思われまます。審議方、よろしく願いいたします。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(質問・意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第14号受付番号3番について、許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第14号受付番号3番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第15号、非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、39ページの議案第15号の議案書をご覧ください。  
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第15号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしく願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

6番： 6番、横原です。

議長： 6番、横原委員。

6番： 申請地は大川滝上流にありまして、20年以上耕作がされていない状態でありました。現在は竹、雑木等が生い繁っており、とても耕作できる状態ではありませんでした。申請地は農道・作業道もなく今後耕作できる状態ではないことから、非農地として証明して何も問題はないと思われまます。以上です。

議長： ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

2 番： 2番、有川です。

議 長： 2番、有川委員。

2 番： 非農地証明願ということで今回出ているのですが、以前からこういう状況だと思いのですが、なぜ今出たのか、ダムとの関連でしょうか。

事務局： この場所が先程の大川水力発電所の取水堰になるところです。この場所が相続が完了してなくて、工事に間に合わないので、今回の非農地証明願に至ったところです。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第15号受付番号1番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第15号受付番号1番は、非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第16号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、43ページの議案第16号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第16号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第16号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第16号は計画のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

次に会次第4、協議に入ります。

平成26年度農地パトロール（利用状況調査）について、報告及び検討会を始めます。

（農地パトロール 各班長報告及び検討会）

議 長： 次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について

②行事予定について

議 長： それでは、以上をもちまして、平成26年11月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。